

事務連絡
令和8年3月31日

各 { 都道府県 }
 { 市 } } 水道行政担当部長 殿
 { 特別区 }

各国土交通大臣認可 { 水道事業者 } 殿
 { 水道用水供給事業者 }

各都道府県下水道担当部長 殿
各政令指定都市下水道担当局長 殿
(上記、各地方整備局等経由)

国土交通省
水管理・国土保全局
上下水道企画課

上下水道関係法令等に基づく各種手続における旧氏使用について（周知）

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第152号）が平成31年4月17日に公布され、同年11月5日から住民票及び個人番号カードに旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する「旧氏」をいう。以下同じ。）を記載することが可能となった。

「第6次男女共同参画基本計画」（令和8年3月13日閣議決定）において、関係府省は旧氏使用の更なる拡大やその周知に取り組むこととされたことから、水道法・下水道法など別紙1に記載する法律及び記載する法律に基づく政省令等（以下「上下水道関係法令等」という。）の規定に基づく申請・届出、交付等における旧氏の記載等の運用について、下記のとおり取扱うこととする。

また、本事務連絡の施行後に新たに定められた氏名の記載を求める事務及び手続についても、特別の定めがない限り、同様に取扱うこととする。

都道府県におかれては、貴管内の下水道管理者（政令指定都市を除く。）並びに都道府県知事認可の水道事業者、水道用水供給事業者及び町村に対して、この旨周知されたい。

記

- 1 上下水道関係法令等の規定に基づく申請・届出、交付等に係る氏名欄について申請者等が、申請・届出、交付等を行おうとする際に、旧氏使用を希望する場合は、これを認める。
- 2 申請書等への記載方法は、以下のとおりとする。
 - ・旧姓記載を単記する場合の例（現行の氏名に代えて旧姓を記載すること）
氏名：上水 花子
 - ・旧姓記載を併記する場合の例（現行の氏名に加えて旧姓を記載すること）
氏名：下水 [〇〇] 太郎 ※旧氏を併記する場合は [〇〇] に追記
- 3 上記1により、対応を行う手続について、上下水道関係法令等において氏名を証明する書類の提出を求めている場合は、旧氏を記載した住民票の写し、個人番号カード等の公的な証明書類を提出させるなど、各申請等の実情に応じた方法により確認を行うこと。

【参考】

○第6次男女共同参画基本計画（抜粋）

「現在、身分証明書として使われるパスポート、マイナンバーカード、運転免許証、住民票、印鑑登録証明書なども旧氏併記が認められており、旧氏の通称使用の運用は拡充されつつあるが、婚姻により氏を変更した人が不便さや不利益を感じることはないよう、旧氏の単記も可能とする法制化を含めた基盤整備の検討を含め、旧氏使用の更なる拡大やその周知に取り組む。」

（出典）第6次男女共同参画基本計画

https://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/6th/pdf/print.pdf

○女性活躍・男女共同参画の重点方針 2026（抜粋）

「婚姻により改姓した人が不便さや不利益を感じることはないよう、引き続き旧姓の通称使用や拡大やその周知に取り組む。」

（出典）女性版骨太の方針（女性活躍・男女共同参画の重点方針）

https://www.gender.go.jp/policy/sokushin/pdf/sokushin/jyuten2025_honbun.pdf

以上

別紙 1

■以下に掲げる法律及び法律に基づく政省令等に規定される手続

1. 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
2. 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
3. 日本下水道事業団法（昭和 47 年法律第 41 号）
4. 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成 6 年法律第 8 号）